

Sooi — Report 2024

令和6年 ディスクロージャー



新緑の宮ヶ瀬湖虹の大橋



皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。
お陰さまで、令和5年度の決算も終了し、ここに、当組合の現況をご報告申し上げます。
皆様にとりまして、当組合へのご理解をより深めていただくための資料として、ご高覧いただければ幸いです。
相愛信用組合は、お取引先への経営改善支援やコンサルティング機能をさらに推し進め、地域金融機関として皆様から「信頼され、愛され、お役に立つ信用組合」として、これまで以上に経営の健全性と基盤強化の向上を目指し、役職員一同、一層の精進をいたす所存でございます。
何卒、本年度も皆様のご指導、ご協力を心からお願い申し上げます。

令和6年7月

相愛信用組合 理事長 中島 満

役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)

(令和6年7月1日現在)

理事長 / 中島 満	理事 / 馬場洋一郎※	常勤監事 / 山家 修一
常務理事 / 大貫 正和	理事 / 小島 俊介※	員外監事 / 川島 孝之
常勤理事 / 八塚 英治※*	理事 / 小島 信幸※	監事 / 大矢 俊介
理事 / 佐藤祐一郎※	理事 / 中込 喜永※	

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。
*印は「マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策」担当役員です。

事業方針

■ 経営理念

相愛信用組合は、地域金融機関として『心のかもった金融サービスに努め、皆様から信頼され、親しまれる信用組合』として、地域社会の発展に貢献いたします。

■ 経営方針

『お客様に信頼され、愛され、お役に立つ信用組合』を合言葉として、健全経営に徹し地域社会の発展に貢献できる信用組合を目指し、全役職員が丸となって邁進いたします。

■ 第13次中期経営計画「アドバンス2024」を策定しております。

(令和6年4月1日～令和9年3月31日)

《基本方針》

- ①狭域・高密度の地域営業活動の徹底
- ②取引先に寄り添った伴奏型支援の強化
- ③本部による営業店支援体制の強化
- ④環境並びに処遇改善による職員の働く意欲の向上

⑤マネロンテロ資金供与対策にかかる取組みの強化 《施策等》

本店・半原支店グループ

- ・愛川・厚木地区の集金訪問活動の改善による融資推進の強化
- ・消費者ローンの強化
- ・融資先への定期的訪問による業況把握と取引先に寄り添ったサポートの実践
- ・残業や休日出勤による作業をなくす業務体制の取組み

相北支店・津久井湖支店グループ

- ・ローラー活動、電話セールス等による消費者ローンの推進
- ・融資先への定期的訪問による業況把握と取引先に寄り添ったサポートの実践

本部

- ・営業店業務の本部移管と提案事項の実現
- ・計数・計画管理の徹底による目標収益の確保
- ・役職員の処遇改善(昇給・昇格、賞与)
- ・新卒、中途採用の実施と適切な人員配置
- ・マネロン・テロ資金供与対策に係る取組み

事業の概況等

《事業方針》

組合員の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当組合では、令和4年2月に経営の効率化とお客様に対するサービス・サポート機能を如何なく発揮し得る体制の構築を図るべく、半原支店、津久井湖支店の移転・店舗内店舗化を実施いたしました。その後、令和4年9月に改めて中期経営計画「ビジョン2022」を作成し、更に金利市場の動きなど経営環境の変化を踏まえ、新たに令和6年度を始期とする中期経営計画「ビジョン2024」を策定いたしました。①狭域・高密度の地域営業活動の徹底②取引先に寄り添った伴奏型支援の強化③本部による営業店支援態勢の強化④環境並びに処遇改善による職員の働く意欲の向上⑤マネロン・テロ資金供与対策に係る取組の強化を基本方針に掲げ、引き続き目標の達成に向けた推進を行っております。尚、令和6年1月に旧半原支店の店舗不動産は、当地区事業者より有効活用したいとの申し出を受け、将来のコスト削減効果も踏まえ売却致しました。

《金融経済環境》

続きまして、金融経済環境でございますが、日銀によるマイナス金利解除は、今後の金利上昇懸念があり注視していかなければなりません。当組合に於きましては4月15日より預金金利の引上げを実施いたしました。一方、貸出金利の引上げにつきましてはどのタイミングで実施されるか不透明ではありますが、長期金利は僅かながら上昇傾向にあり、企業は勿論のこと、住宅ローン利用者にも影響を及ぼすものと思われます。そのような状況を踏まえ、厳しい経営を強いられている事業所や生活環境の悪化を余儀なくされている組合員に対し、伴奏型支援の強化を実施しております。今後も「地域の皆様の信頼を得て」「地域と共に在り続ける」「地域の一員としての信用組合」を目指して参ります。

《業績》

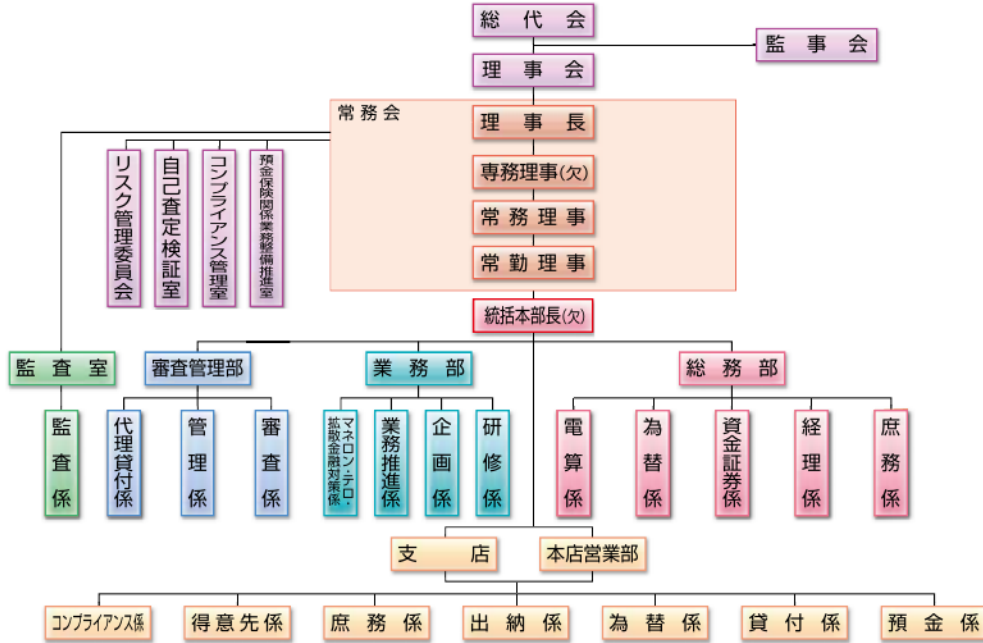
それでは、ここに当組合第71期の事業概況と決算の状況につきまして、ご報告申し上げます。

預金につきましては、期末残高42,305百万円、期中1,838百万円減少し、年間伸長率はマイナス4.16パーセントとなりました。貸出金につきましては、期末残高17,868百万円、期中81百万円増加し、年間伸長率はプラス0.45パーセントとなりました。預金につきましては、店舗内店舗の影響で半原支店と津久井湖支店の減少に加え、相続に伴う預け替えが減少要因となっております。一方、貸出につきましては、本店のプロジェクト資金を中心とした融資の推進により目標を達成することができました。尚、預金に占める貸出金の割合を示す預貸率は42.23パーセントとなり前年比1.94ポイント上昇しました。普通出資金残高は前期比9百万円減少の479百万円、組合員数は115名減少し8570名となりました。

収益状況におきましては、貸出金利息収入は前期比4百万円の増加となりました。余裕資金運用は、徐々にではありますが金利上昇傾向にあり、預け金利息収入および有価証券利息配当金は3百万円増加となりました。本業の収益を示す業務純益は、経費(人件費・物件費)増加により51百万円と前期比30百万円減少となり、その他の収益を合わせた当期純利益は33百万円となりました。また、健全性を示す自己資本比率につきましては、前期比0.03ポイント減少し8.67パーセントとなり、国内基準である4パーセントを大きく上回っておりますので、当組合の健全性につきましては、ご安心いただけるものと考えております。以上が第71期の事業の概要でございます。

《事業の展望及び対処すべき課題》

当組合では、令和6年度におきましても、第13次中期経営計画「ビジョン2024」の1期目として、安定収益の確保に努めるとともに、経営の健全化に取り組んで参ります。前年度に引き続き各種キャンペーンやイベントを予定しており、これまで以上に地域の皆様から「信頼され、愛され、お役に立つ信用組合」となるよう一層の努力を重ねて参る所存であります。本年度も、皆様のご格別なご支援・ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。



相愛信用組合 私たちの行動指針

1. 私たちは、お客様との心のふれあいを大切にします。
1. 私たちは、地域の発展のためにお手伝いします。
1. 私たちは、お客様をサポートするため自己研鑽に励みます。
1. 私たちは、いつも笑顔で正確・スピーディーな仕事をします。
1. 私たちは、金融人としてのプリンシプル(一般的な常識)を自覚し、法令を遵守します。
1. 私たちは、反社会的勢力との取引は一切いたしません。

当組合のあゆみ (沿革)

- 昭和28年7月/ 愛甲郡愛川町半原4243番地にて、半原商工信用組合として設立。理事長に小島義明就任。
- 昭和31年10月/ 本店店舗落成と共に、愛甲郡愛川町半原4177番地に移転。
- 昭和34年3月/ 愛川町収納代理店に指定。
- 昭和35年5月/ 半原商工信用組合から半原信用組合に名称変更する。
- 昭和35年12月/ 相北支店開設。
- 昭和40年9月/ 中津支店開設。
- 昭和41年8月/ 津久井町収納代理店に指定。
- 昭和43年6月/ 神奈川県税取扱店の認可を受ける。
- 昭和46年7月/ 小島義明理事長退任、理事長に大矢孝就任。
- 昭和54年11月/ 相北支店新築落成。
- 昭和55年8月/ 預金残高100億円達成。
- 昭和57年5月/ 自営オンライン預金業務開始。
- 昭和58年11月/ 依知支店開設。
- 昭和62年7月/ 大矢孝理事長退任、理事長に小島民章就任。
- 昭和62年9月/ 預金残高200億円達成。
- 昭和63年9月/ 相模湖支店開設。
- 平成3年12月/ 預金残高300億円達成。
- 平成5年6月/ 信組情報サービス(株)へオンライン業務移行。
- 平成5年10月/ 津久井湖支店開設。
- 平成8年10月/ 本店を隣接地に新築落成。
- 平成10年10月/ A T M日曜・祭日稼働開始。
- 平成12年4月/ 監督官庁が県から国に移管。
- 平成15年10月/ 小島民章理事長退任、理事長に井上勉就任。
- 平成16年5月/ セブン (旧アイワイバンク) 銀行とCDオンライン提携開始。
- 平成17年9月/ インターネットバンキングの取扱開始。
- 平成18年3月/ 津久井町・相模湖町が相模原市と合併し、相模原市税収納の取扱開始。
- 平成18年8月/ 預金残高400億円達成。
- 平成19年3月/ 城山町・藤野町が相模原市と合併。
- 平成20年2月/ 生命保険窓販開始 (個人年金)。
- 平成20年6月/ 個人向け国債の販売を開始。
- 平成23年5月/ 半原信用組合から相愛信用組合に名称変更する。
- 平成23年7月/ 井上勉理事長が理事長に就任、八木公平専務理事が理事長に就任。当組合が「経営革新等支援機関」として、経済産業大臣より認定を受けた。
- 平成28年6月/ 井上勉理事長が理事長を退任し、顧問に就任。
- 平成28年9月/ 依知支店と相模湖支店を閉鎖し、中津支店と相北支店に店舗統合した。
- 平成29年11月/ 新中津支店が開店し、本部機能を新中津支店に移転した。
- 平成30年2月/ 本店を愛甲郡愛川町中津290番地に移転し、旧本店を半原支店に名称変更、中津支店を廃止した。
- 令和1年6月/ 八木公平理事長が退任し非常勤理事に、佐藤芳男専務理事が理事長に就任。
- 令和1年10月/ 日本銀行歳入金 (窓口電子収納) の取り扱いを開始した。
- 令和2年8月/ Bark Payの取り扱いを開始した。
- 令和4年2月/ 半原支店を本店店舗内に、津久井湖支店を相北支店店舗内に店舗内店舗を実施した。
- 令和4年6月/ 佐藤芳男理事長が退任し、中島満専務理事が理事長に就任。

トピックス

令和5年	
5月18日	相北支店・津久井湖支店地区において第4回フィールドセールスを実施した。
5月19日	上期全体職員会を本店にて開催した。
6月8日	事業再構築補助金セミナーを開講した。
6月23日	当組合の総代選挙期日を公告、7月10日110名を選出、8月1日就任。
6月28日	第70期通常総代会を開催した
7月20日	2023相愛実践経営塾1回目を開講した。
7月26日	上期ディスクロージャー誌を発行した。
9月11日	日帰り観劇旅行を実施した。
9月21日	2023相愛実践経営塾2回目を開講した。
10月18日	第32回年金旅行 (房総鴨川温泉) を1泊2日で実施した。
10月28日	第39回愛川町社会福祉大会において、「しんくみピーターバンクカード」の寄付に対して表彰を受けた。
11月2日	下期全体職員会を本店にて開催した。
11月15日	下期ディスクロージャー誌を発行した。
11月16日	本店・半原支店地区において第5回フィールドセールスを実施した。
11月17日	本店・半原支店による総代懇談会を開催した。
11月22日	相北支店・津久井湖支店による総代懇談会を開催した。2023相愛実践経営塾3回目を開講した。
令和6年	
1月24日	総代新年賀詞交換会を開催した。
2月22日	ものづくり補助金セミナーを開講した。
3月1日	ホームページで「SDGs宣言」を公表した。
3月8日	相愛信用組合役員一同として、能登半島地震災害義援金を愛川町に贈呈した。

会計監査人の氏名又は名称

(令和6年6月末現在)

監査法人シドー

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和4年度末	令和5年度末
個人	7,744	7,623
法人	941	947
合計	8,685	8,570

総代会について

■総代会の仕組みと役割

組合員の総数が200名を超える組合は定款の定めにより、総会に代わる総代会を設けることができ(中小企業等協同組合法第55条)、当組合は総代会を設けております。

総代会は、組合員一人ひとりの意思が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選挙された総代により運営され、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を経営に反映させる重要な役割を担っております。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

当組合の総代の定数は100人以上110人以内で、組合営業地区内の愛甲郡、厚木市、相模原市を選挙区として定数を定め、総代選挙規約に従って、組合員の中から選出されます。令和5年7月の改選により就任した総代の任期は令和5年8月1日から令和8年7月31日までの3年間となります。



■総代会の決議事項等の議事概要

第71期通常総代会が令和6年6月21日午後2時30分より、愛川町文化会館3階会議室で行われました。当日は総代総数110名のうち、出席者94名(うち、委任状による代理出席47名)のもと行われ、下記の議案が原案通り可決されました。

第71期 通常総代会提出議案

- 第1号議案 第71期事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第72期事業計画ならびに収支予算書承認の件
- 第3号議案 役員(理事)の改選の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

■総代の氏名

(任期：令和5年8月1日から令和8年7月31日まで)

	総代氏名 (敬称略、順不同)					
愛甲郡	小島 俊介⑧	鈴木 行弘⑦	小島友五郎③	西村 明博①	井上 英夫④	星 克則⑧
	中野 能孝①	井上 貴夫⑨	小島 啓明④	小島 総一郎⑧	中山 剛④	佐藤進一郎②
	武内 貴広③	大矢 俊介⑤	木下 英治①	梶 洋二郎⑨	荻田 悟⑨	馬場洋一郎⑧
	佐々木秀幸②	篠崎 昭典④	中山 裕次②	脇嶋 悟⑧	野間 政江⑦	大野 誉⑤
	市川 盛久②	熊坂 功⑤	志村 栄⑤	武田 信行①	水俣 幸宏③	熊坂 武⑦
	中込 喜永⑤	木次 英治⑤	原 国昭③	馬場 康之①	梅津 琢磨③	後藤 邦夫⑤
	中村 美好⑯	土門 巨幸②	落合 正広①	菊地原洋一①	溝呂木 潤①	小俣 真也①
厚木市	松野 久②	大塚 正道②	細山 信③	田中 繁雄⑨	藤野 薫⑦	茂戸藤勝巳④
	山田 政美⑧	松浦 賢太①	熊坂 初男①	花上 滋⑦	菊地 聖一③	森 志朗②
	森田 茂樹③	伊藤 正信②	大川 勝③	中島 貴明③	菊地原直幾②	
相模原市	原 寛治⑦	門倉 舜三⑤	荒井 久幸⑦	門倉 久雄⑥	平本 公夫⑩	小島 信幸③
	小嶋 理史①	畑野 修一⑩	奈良 只夫③	小林 栄一⑥	柿澤 勝文⑤	内藤 信光①
	齋藤美智夫⑤	鈴木 健司⑧	本田 泰章③	齋藤 明彦⑤	佐藤 晋⑧	中山慎一郎③
	小山 秀文①	井上 毅②	澤田 義宏③	志村 貞展⑥	高橋 研吾①	前田 幸一④
	佐々木祐司⑥	三浦 勉①	沼崎 哲也③	小川 喜平⑩	山口 朗広③	榎本 敬司⑥
	永井 充③	志村 孝夫③	山崎 泰文①	志村 敏夫③	佐々木克己①	山崎 睦文③
	佐藤祐一郎⑪	角田 長年③	小坂 義和③	高城 健太①	小室 誠③	久野 新一①
	関戸 昌邦③	守屋 浩之④	小川 洋一⑦	吉野 賢治⑪	関戸 芳夫①	矢口 敏雄⑤
	横田 満紀①	江成 金作⑦	木下 芳栄⑦			

(注) 1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

定員110名 在任110名

13. 役員取引等収益は役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、主に送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式となっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は当事業年度の費用に計上しております。
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 191百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的 management (ALM) をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、クレジットポリシー及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会を開催し、審査・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、年次運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に則り行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、常務会、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
当組合では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託および外国債券の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合の VaR はヒストリカル・シミュレーション法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間240営業日)により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で141,037千円です。
なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該時価が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	20,150	20,188	38
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,363	6,272	△91
(3) 貸出金(※1)	17,968	18,204	
貸倒引当金(※2)	△191	△191	
	17,677	18,013	336
金融資産計	44,190	44,474	283
(1) 預金積金(※1)	42,305	42,219	△85
(2) 借入金	1,500	1,500	—
金融負債計	43,805	43,719	△85

(※1) 「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつております。投資信託は、取引金融機関から提示された価格によつております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18.から21.に記載してあります。

- ます。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
②①以外に、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元金合計額を無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。
- 金融負債
- (1) 預金積金
要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元金合計額を一種類の無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。
- (2) 借入金
借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
非上場株式(※1) 0百万円
組合出資金(※1) 178百万円
(※1) 非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	16,950	3,200	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	1,300	2,469	1,700	894
貸出金	9,889	5,391	2,392	196
合計	28,139	11,060	4,092	1,090

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	24,337	17,945	22	—
借入金	1,500	—	—	—
合計	25,837	17,945	22	—

(※) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下21.までと同様であります。
- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 単位: 百万円

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—
地方債	3,169	3,182	12
社債	100	100	0
その他	—	—	—
小計	3,269	3,282	12

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 単位: 百万円

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	894	799	△94
地方債	900	894	△6
社債	1,100	1,096	△4
その他	200	199	△1
小計	3,094	2,990	△103
合計	6,363	6,272	△91

- (3) その他有価証券
【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 該当なし
【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 該当なし
19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
20. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
21. その他有価証券のうち満期があるものはありません。
22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の有勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は買貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 240百万円
危険債権額 860百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 一百万円
合計額 1,102百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払手続予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者にとって有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は143百

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	484,870	482,617
資金運用収益	427,964	435,265
貸出金利息	352,148	356,626
預け金利息	39,769	37,811
有価証券利息配当金	21,033	26,517
その他の受入利息	15,012	14,310
役務取引等収益	39,243	37,081
受入為替手数料	11,917	11,033
その他の役務収益	27,325	26,048
その他業務収益	9,521	10,139
国債等債券償還益	3	—
その他の業務収益	9,517	10,139
その他の経常収益	8,140	130
貸倒引当金戻入益	652	—
償却債権取立益	199	130
その他の経常収益	7,288	—
経 常 費 用	403,644	439,902
資金調達費用	1,768	1,983
預金利息	1,655	1,424
給付補填備金繰入額	84	16
借入金利息	28	542
役務取引等費用	40,331	43,028
支払為替手数料	7,031	7,067
その他の役務費用	33,299	35,960
その他業務費用	—	1,776
国債等債券償還損	—	1,776
一般貸倒引当金	—	2,716
経 費	353,095	381,672
人 件 費	196,396	210,316
物 件 費	151,970	166,918
税 金	4,728	4,438
その他経常費用	8,448	8,725
貸倒引当金繰入額	—	2,486
貸出金償却	—	528
その他の経常費用	8,448	5,710
経常利益 (又は経常損失)	81,226	42,714

科 目	令和4年度	令和5年度
特 別 利 益	—	—
役員退職慰労引当金戻入益	—	—
特 別 損 失	15,766	8,761
固定資産処分損	37	7,326
減 損 損 失	15,728	—
その他の特別損失	—	1,434
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	65,459	33,953
法人税、住民税及び事業税	450	450
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	450	450
当期純利益 (又は当期純損失)	65,009	33,503
繰越金 (当期首残高)	124,219	179,016
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失)	189,229	212,519

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
単位未満で金額がある場合は貸借対照表の注記1と同様の方法で表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益は31円73銭です。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、42百万円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	189,229	212,519
剰余金処分量	10,212	8,350
利益準備金	6,600	3,500
普通出資に対する配当金	1,212	2,450
	(年0.25%の割合)	(年0.25%の割合)
優先出資に対する配当金	2,400	2,400
	(500円につき3円の割合)	(500円につき3円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	—	—
繰越金 (当期末残高)	179,016	204,169

貸借対照表の注記(前ページより)

- 万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、425百万円であり、その全額が契約残存期間1年以内であります。
なおこれらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
 - 有形固定資産の減価償却累計額423百万円
 - 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 57百万円
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当なし
 - 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
繰延税金資産
貸倒引当金損金繰入限度額超過額 47百万円
退職給付引当金損金繰入限度額超過額 7
有税償却貸出金 14
減価償却超過額 5
偶発損失引当金 8
減損損失 52
税務上の繰越欠損金 82
その他 5
繰延税金資産小計 225
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金 △ 82
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金 △ 142
評価性引当金小計 △ 225
繰延税金資産合計 —

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

単位：百万円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税 務 上 の 繰 越 欠 損 金	—	—	33	—	49	82
評 価 性 引 当 額	—	—	△ 33	—	△ 49	△ 82
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—	—	—

- 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 担保に提供している資産は次のとおりであります。
担保に提供している資産 預け金 2,500百万円
有価証券 なし
担保資産に対応する債務 借入金 1,500百万円
なお、上記の他、公金取扱い、為替取引等のために現金1百万円、預け金2,503百万円を担保として提供しております。
 - 出資1口当たりの純資産額は、1,002円50銭です。
 - 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
契約資産 —百万円
顧客との契約から生じた債権 0百万円
契約負債 —百万円

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
人件費	196,396	210,316
報酬給料手当	163,475	170,741
退職給付費用	5,854	12,084
その他	27,065	27,490
物件費	151,970	166,918
事務費	77,181	78,131
固定資産費	24,307	38,958
事業費	4,804	6,741
人事厚生費	1,924	2,293
有形固定資産償却	26,990	22,599
無形固定資産償却	1,786	1,756
その他	14,975	16,436
税金	4,728	4,438
経費合計	353,095	381,672

粗利益

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	427,964	435,265
資金調達費用	1,768	1,983
資金運用収支	426,196	433,282
役員取引等収益	39,243	37,081
役員取引等費用	40,331	43,028
役員取引等収支	△1,088	△5,946
その他業務収益	9,521	10,139
その他業務費用	—	1,776
その他業務収支	9,521	8,363
業務粗利益	434,629	435,698
業務粗利益率	0.94%	0.96%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	期末計上額	増減額	期末計上額	増減額
受取利息の増減	427,964	△3,652	435,265	7,300
支払利息の増減	1,768	70	1,983	214

役員取引の状況

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
役員取引等収益	39,243	37,081
受入為替手数料	11,917	11,033
その他の受入手数料	27,313	26,035
その他の役員取引等収益	12	13
役員取引等費用	40,331	43,028
支払為替手数料	7,031	7,067
その他の支払手数料	40	32
その他の役員取引等費用	33,259	35,927

業務純益

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度
業務純益	81,533	51,309

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.17	0.09
総資産当期純利益率	0.13	0.07

(注) 総資産経常(当期純) = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回(a)	0.92	0.96
資金調達原価率(b)	0.78	0.88
資金利鞘(a-b)	0.14	0.08

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	484,650	541,045	487,529	484,870	482,617
経常利益	16,102	88,576	42,007	81,226	42,714
当期純利益	13,093	88,123	35,685	65,009	33,503
預金積金残高	43,269,106	45,863,492	44,192,712	44,143,585	42,305,454
貸出金残高	16,921,325	18,471,069	17,657,991	17,787,564	17,868,608
有価証券残高	5,640,478	4,768,334	4,568,111	4,669,718	6,368,822
総資産額	44,576,944	47,925,025	46,294,359	45,617,424	45,310,725
純資産額	1,169,370	1,247,500	1,277,285	1,342,861	1,362,977
自己資本比率(単体)	7.46%	8.07%	8.44%	8.70%	8.67%
出資総額	693,254	686,941	684,673	688,863	679,088
出資総口数	986,509	973,883	969,347	983,383	958,176
出資に対する配当金	3,680	3,632	3,623	3,612	4,850
職員数	39人	35人	29人	30人	31人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和4年度	経過措置による不算入額	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	1,339,248		1,358,127	
うち、出資金及び資本剰余金の額	888,863		879,088	
うち、利益剰余金の額	453,998		483,889	
うち、外部流出予定額(△)	3,612		4,850	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18,366		21,082	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18,366		21,082	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,357,615		1,379,209	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,116	—	4,849	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,116	—	4,849	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	6,116	—	4,849	—
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	1,351,498		1,374,360	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	14,629,450		14,953,960	
資産(オン・バランス)項目	14,628,768		14,953,454	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引項目	682		506	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	887,862		894,873	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	15,517,312		1,584,834	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.70%		8.67%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	2,469	2,492	22	3,169	3,182	12
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	300	300	0	100	100	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,769	2,792	22	3,269	3,282	22
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	893	835	△ 57	894	799	△ 94
	地 方 債	199	198	△ 1	900	894	△ 5
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	600	599	△ 0	1,100	1,096	△ 3
	そ の 他	200	198	△ 1	200	199	0
	小 計	1,893	1,832	△ 60	3,094	2,990	△ 103
合 計		4,663	4,625	△ 38	6,363	6,272	△ 91

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	—	—	—	—	—

(注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	0	0
フ ァ ン ド 出 資 金	5	4
合 計	5	4

金 銭 の 信 託

該当事項なし

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	令和4年度	46,149,293	427,964	0.92	
	令和5年度	44,932,420	435,265	0.96	
	うち貸出金	令和4年度	17,638,711	352,148	1.99
		令和5年度	17,646,881	356,626	2.02
	うち預け金	令和4年度	23,796,873	39,769	0.16
		令和5年度	21,546,029	37,811	0.17
うち有価証券	令和4年度	4,539,391	21,033	0.46	
	令和5年度	5,565,209	26,517	0.47	
資金調達勘定	令和4年度	45,447,548	1,768	0.00	
	令和5年度	44,228,845	1,983	0.00	
	うち預金積金	令和4年度	45,139,307	1,740	0.00
		令和5年度	43,955,340	1,440	0.00
	うち譲渡性預金	令和4年度	—	—	—
		令和5年度	—	—	—
うち借入金	令和4年度	308,219	28	0.00	
	令和5年度	273,497	542	0.19	

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
外国為替売却益	—	—
商品有価証券売却益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	0	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	9	10
その他業務収益合計	9	10

預貸率及び預証率

(単位：%)

区分		令和4年度	令和5年度
預貸率	(期末)	40.29	42.23
	(期中平均)	39.07	40.14
預証率	(期末)	10.57	15.05
	(期中平均)	10.05	12.66

(注) 1.預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当りの預金残高	11,035	10,576
1店舗当りの貸出金残高	4,446	4,467

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

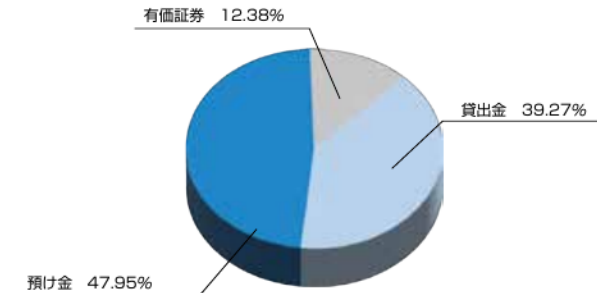
職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当りの預金残高	1,471	1,364
職員1人当りの貸出金残高	592	576

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金運用勘定の平均残高構成比



資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

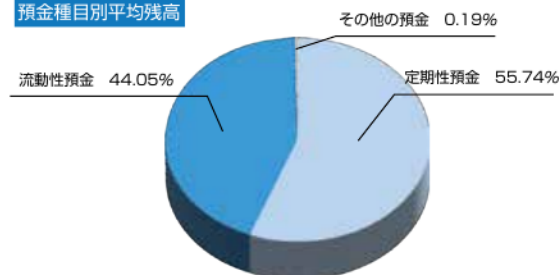
種目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	23,617	52.32	24,502	55.74
定期性預金	21,425	47.46	19,364	44.05
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	96	0.21	87	0.19
合計	45,139	100.00	43,955	100.00

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度		
	金額	構成比	金額	構成比	
個人	35,188	79.71	34,553	81.67	
法人	8,955	20.28	7,751	18.32	
一般法人	8,090	18.32	7,174	16.95	
	金融機関	0	0.00	2	0.00
	公金	327	0.74	12	0.02
合計	44,143	100.00	42,305	100.00	

預金種目別平均残高



定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利定期預金	17,977	16,883
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合計	17,977	16,883

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	151	0.85	141	0.79
手形貸付	579	3.28	959	5.43
証書貸付	16,583	94.01	16,317	92.46
当座貸越	323	1.83	229	1.29
合計	17,638	100.00	17,646	100.00

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	893	19.67	893	16.05
地方債	2,523	55.58	3,364	60.46
短期社債	—	—	—	—
社債	917	20.21	1,100	19.76
株式	0	0.00	0	0.00
外国証券	200	4.40	200	3.59
その他の証券	5	0.11	6	0.11
合計	4,539	100.00	5,565	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	令和4年度末	—	—
	令和5年度末	—	—	—	894
地方債	令和4年度末	—	2,370	299	—
	令和5年度末	700	1,669	1,700	—
短期社債	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
社債	令和4年度末	300	600	—	—
	令和5年度末	400	800	—	—
株式	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
外国証券	令和4年度末	—	200	—	—
	令和5年度末	200	—	—	—
その他の証券	令和4年度末	—	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—	—
合計	令和4年度末	300	3,170	299	893
	令和5年度末	1,300	2,469	1,700	894

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区分		金額	構成比	債務保証見返額
		当組合預金積金	令和4年度末	430
	令和5年度末	421	2.35	—
有価証券	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
動産	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
不動産	令和4年度末	5,515	31.00	—
	令和5年度末	6,082	34.03	—
その他	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
小計	令和4年度末	5,946	33.42	—
	令和5年度末	6,503	36.39	—
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	6,419	36.08	0
	令和5年度末	6,023	33.70	0
保証	令和4年度末	2,858	16.06	—
	令和5年度末	2,844	15.91	—
信用	令和4年度末	2,563	14.40	—
	令和5年度末	2,497	13.97	—
合計	令和4年度末	17,787	100.00	0
	令和5年度末	17,868	100.00	0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	3,566	20.04	3,350	18.75
農業、林業	73	0.41	60	0.33
漁業	1	0.00	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	3,394	19.08	3,502	19.60
電気、ガス、熱供給、水道業	40	0.22	32	0.18
情報通信業	2	0.01	3	0.01
運輸業、郵便業	502	2.82	521	2.91
卸売業、小売業	715	4.02	782	4.38
金融業、保険業	—	—	4	0.02
不動産業	1,679	9.44	2,230	12.48
物品賃貸業	1	0.01	0	0.00
学術研究、専門・技術サービス業	95	0.53	72	0.40
宿泊業	10	0.05	7	0.04
飲食業	100	0.56	69	0.38
生活関連サービス業、娯楽業	134	0.75	122	0.68
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	45	0.25	56	0.31
その他のサービス	792	4.45	762	4.26
その他の産業	6	0.03	18	0.10
小計	11,160	62.74	11,597	64.90
国・地方公共団体等	2,008	11.29	1,797	10.05
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,617	25.96	4,473	25.03
合計	17,787	100.00	17,868	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利貸出	11,223	11,214
変動金利貸出	6,564	6,653
合計	17,787	17,868

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	804	22.64	781	23.49
住宅ローン	2,746	77.35	2,545	76.50
合計	3,550	100.00	3,327	100.00

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	9,897	55.64	9,505	53.19
設備資金	7,889	44.35	8,363	46.80
合計	17,787	100.00	17,868	100.00

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	18	0	21	2
個別貸倒引当金	183	△7	170	△12
貸倒引当金合計	201	△7	191	△9

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	0	0

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	310	160	150	310	100.00
	令和5年度	240	98	141	240	100.00
危険債権	令和4年度	860	794	33	827	96.16
	令和5年度	860	802	29	831	96.62
要管理債権	令和4年度	2	2	—	2	100.00
	令和5年度	1	1	—	1	100.00
三カ月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	2	2	—	2	100.00
	令和5年度	1	1	—	1	100.00
不良債権計	令和4年度	1,173	957	183	1,140	97.18
	令和5年度	1,102	902	170	1,073	97.36
正常債権	令和4年度	16,622	—	—	—	—
	令和5年度	16,776	—	—	—	—
合計	令和4年度	17,796	—	—	—	—
	令和5年度	17,878	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金「その他資産」中の未収利息及び仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されているものです。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれ支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

※なお、平成30年度より常勤役員に対する退職慰労金は計上しておりません。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	19

- 注1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」19百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」1百万円となっております。
- なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
- 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第99条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

法令遵守の体制

●法令順守体制

- ・コンプライアンスに対する基本方針
- ・法令順守の体制

代表理事の業務執行等にかかわる法令順守、監事監査の実施状況、預金融資等の業務にかかわる法令順守、内部監査の実施状況、警察等への通報体制・・・等

●コンプライアンス管理の基本方針

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の方々の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展に尽力する使命を負っています。当組合としても、コンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取り組みをより強化する必要があります。

当組合のコンプライアンスの取り組みの基本方針は、次のとおりです。

1. 社会使命と公共性の自覚と責任
 - (1)当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。
 - (2)当組合は、常にお客様と組合員の方々へのサービス向上に努めることにより、地域の中小零細企業者および勤労者の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。
2. 信頼の確保
 - (1)当組合は、常に各種法令、規則を遵守し、その精神を尊重します。
 - (2)当組合は、誠実・公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。
3. 経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員の皆様、地域社会、並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。
4. 反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、断固として立ち向かい、これを排除します。

●お客様の本人確認について

犯罪や麻薬取引等で得た収益をあたかも正常な取引で得た資金に見せかけるマネー・ローンダリングを防止し、テロ資金供与防止のため、平成20年3月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)が施行され、平成25年4月に同法が改正されました。これに伴い現金で10万円を超える振込や、200万円を超える現金での入出金取引、口座開設等のお取引の際には、所定の公的証明書呈示によりご本人確認を行うこととあわせて、取引を行う目的や職業・事業内容などについても確認(取引時確認)することとなりました。

この確認は、新規のお客様に限らず、既にお取引のあるお客様も対象となっており、最近多発している「振り込め詐欺」に関しても本人確認等の徹底により被害の未然防止につながり、お客さまの大切なご預金を守るために本人確認が欠かせないものとなっています。

また、本人確認の公的証明書がない場合には、お取引ができない場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：相愛信用組合コンプライアンス管理室】
電話番号0120-25-2318

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）
受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.soaishinkumi.co.jp>
証券業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話：0120-64-5005）でも受け付けています。

保険業務に関する苦情は下記期間でも受け付けております。
一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：0570-022808）

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

左記3弁護士会でも紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、左記相愛信用組合コンプライアンス管理室または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。仲裁センター等では東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等に照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）
受付時間 午前9時～午後5時
電話：03-3567-2456
住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
証券業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けています。

リスク管理体制 一定性的事項一

●自己資本調達手段の概要

発行主体	相愛信用組合	相愛信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	479百万円	400百万円
償還期限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) ・非累積的永久優先出資400百万円のうち、200百万円は優先出資金、200百万円は資本準備金に計上しております。
・非累積的永久優先出資400百万円の実質配当率は、0.6%です。
・当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、自己資本比率（8.67%）は、国内基準である4.0%を大きく上回っており経営の健全性・安全性を十分に保っております。なお、将来の自己資本充実策は、年度毎の事業計画達成により得られた利益を自己資本として積み上げていく事が基本施策と考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化により、条件どおりの債務履行が不可能となり、当組合が損失を受けるリスクをいいます。 ・当組合は、クレジットポリシー及び信用リスクに関する諸規定に従い、貸出金について、与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備、運営しております。
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク管理の要である審査管理部は、信用リスクの所在やボリューム等を把握し、定期的にリスク管理委員会へ報告し、同委員会はリスク内容を分析・評価のうえ対応策を検討し、常務会に報告しております。 ・有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、規程に定める「償却・引当の計上基準」に基づき、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金に区分し、決算日時点で下記により計上しております。

【一般貸倒引当金】

- ・正常先及びその他要注意先債権については、3年間の各年度の貸倒実績に基づく毀損率の平均値により算定しております。
- ・要注意先(要管理先)債権については、3年間の貸倒実績(1算定期間)に基づく毀損率の過去3算定期間の平均値により算定しております。

【個別貸倒引当金】

- ・破綻懸念先債権については、3年間の貸倒実績(1算定期間)に基づく毀損率の過去3算定期間の平均値により、個別債務者ごとに算定しております。
- ・実質破綻先および破綻先債権については、個別債務者ごとに債権額から担保処分見込額および優良保証等の回収可能と認められる額を除いた未保全額を算定しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス・インク（S&P）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

上記4つの適格格付機関を使用し、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクです。当組合は融資時の審査において融資先の経営状態を把握し、返済財源の確保ならびに資金使途の確認などを確実に行うとともに、特定業種に偏ることなく小口融資を徹底し、積極的に優良保証を活用し、債権保全により、信用リスクの回避に努めることとし、融資実行後においても融資先の定期的なフォローアップを実施しています。また、組織的には独立性のある審査体制を敷くとともに、必要に応じて常勤役員等で構成する審査会において検討を行うなど、審査の厳正化を図っております。また各種研修の積極的な受講や職場内外の教育を通じて融資の基本原則を徹底させ、実践的な信用管理についての指導を行うことなどにより、職員一人ひとりの審査・管理能力の向上を図り、当組合全体の信用リスク管理におけるレベルアップに努めています。なお、個別案件ごとの審査とは別に自己責任原則のもと適正な資産の自己査定を実施するとともに、査定内容について厳正なチェックを行った上で査定結果に基づく適正な償却・引当を行い、資産の健全性の確保に努めています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引は、行っておりません。

経営内容

●証券化エクスポージャーに関する事項

■再証券化エクスポージャーの有無

■「証券化取引における格付の利用に関する基準」に規定する体制・運用状況

当組合は証券化取引を行っておりません。

■信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当組合は証券化取引を行っておりません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は証券化取引を行っておりません。

■証券化取引に関する会計方針

当組合は証券化取引を行っておりません。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当組合は証券化取引を行っておりません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、事務リスク(役職員による事務ミス・不正等)およびシステムリスク(システムの不備等)ならびに外部事象の発生により損害を被るリスクをいいます。
管理体制	総合的な管理はリスク管理委員会が行いますが、事務リスクについては業務部、システムリスクについては総務部がそれぞれ所管部となっています。 当組合は、信組情報サービス株式会社 (SKC) に加盟する共同センター方式を採用しており、SKCとの連絡・協力体制の構築に努め、システムリスク管理の認識の共有化に努めるとともに、システムリスク管理体制を整備して顧客情報等の適切な管理を行っています。
評価・計測	オペレーショナル・リスクの評価・計測には基礎的手法を採用しており、当組合全体の粗利益に一定の掛け目(15%)を乗じた額をリスク相当額として計測しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当しますが、そのうち、上場株式、投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。取引にあたっては、当組合が定める「余裕資金運用規程」や「市場リスク管理規程」等に基づいた厳格な運用・管理を行っております。 なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に準拠した、適正な処理を行っております。
----------------------	---

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいう。
管理体制	当組合は、将来にわたる安定した収益を確保するためにALMシステム(資産・負債の総合管理)を導入し、リスク管理委員会を定期的に開催して、金利リスクの現状分析と収益への影響などを中心に資産・負債・収益の総合管理を行なうよう努めています。

(単位: 百万円)

銀行勘定の金利リスク (通称: IRRBB)					
		ΔEVE (経済価値の変動)		ΔNII (期間収益の変動)	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	295	337	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	73	64
3	スティープ化	232	275	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	295	337	73	64
8	自己資本の額	1,351	1,374		

(注) 1 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

2 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末からΔEVE(※1)を開示しております。また、令和2年3月よりΔNII(※2)を開示することとなりました。

(※1) ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(※2) ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

リスク管理体制 ー 定量的事項 ー

ー 定量的事項 ー

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.8をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項・・・該当なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.14をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	14,629	585	14,953	598
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	14,628	585	14,953	598
(i) ソブリン向け	228	9	261	10
(ii) 金融機関向け	4,510	180	4,083	163
(iii) 法人等向け	365	14	394	15
(iv) 中小企業等・個人向け	2,432	97	2,495	99
(v) 抵当権付住宅ローン	341	13	316	12
(vi) 不動産取得等事業向け	220	8	130	5
(vii) 三月以上延滞等	55	2	58	2
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	233	9	229	9
(xi) その他	6,240	249	6,981	279
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドット方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	887	35	894	35
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	15,517	620	15,848	633

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引				
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
国 内	22,457	22,538	17,788	17,869	4,669	4,669	—	—	127	108	
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	22,457	22,538	17,788	17,869	4,669	4,669	—	—	127	108	
製 造 業	3,666	3,450	3,566	3,350	100	100	—	—	46	44	
農 業、林 業	73	60	73	60	—	—	—	—	—	—	
漁 業	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	3,394	3,502	3,394	3,502	—	—	—	—	—	22	
電気、ガス、熱供給、水道業	40	132	40	32	—	100	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	2	3	2	3	—	—	—	—	—	—	
運 輸 業、郵 便 業	502	621	502	521	—	100	—	—	—	—	
卸 売 業、小 売 業	715	782	715	782	—	—	—	—	16	—	
金 融 業、保 険 業	300	204	—	4	300	200	—	—	—	—	
不 動 産 業	1,679	2,230	1,679	2,230	—	—	—	—	—	—	
物 品 賃 貸 業	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	95	72	95	72	—	—	—	—	—	—	
宿 泊 業	10	7	10	7	—	—	—	—	4	—	
飲 食 業	100	69	100	69	—	—	—	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	134	122	134	122	—	—	—	—	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医 療、福 祉	45	56	45	56	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	1,492	1,662	792	762	700	900	—	—	—	8	
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体等	5,572	6,761	2,008	1,797	3,563	4,963	—	—	—	—	
個 人	4,617	4,473	4,617	4,473	—	—	—	—	59	32	
そ の 他	12	23	6	19	5	4	—	—	—	—	
業 種 別 合 計	22,458	22,539	17,788	17,869	4,669	4,669	—	—	127	108	
1 年 以 下	9,576	11,105	9,276	9,805	300	1,300	—	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下	6,013	4,590	3,043	2,921	2,970	1,669	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下	2,575	3,270	2,375	2,470	200	800	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下	1,597	1,504	1,597	1,504	—	—	—	—	—	—	
7 年 超 10 年 以 下	1,366	2,587	1,066	887	299	1,700	—	—	—	—	
10 年 超	1,198	1,090	304	196	893	894	—	—	—	—	
期間の定めのないもの	94	89	88	84	6	4	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
残 存 期 間 別 合 計	22,457	22,538	17,788	17,869	4,669	4,669	—	—	—	—	

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.11の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

▶自己資本の充実度に関する事項の注記(前ページより)

(注) 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	190	183	183	170	-0	0	190	182	183	170	0	0
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	190	183	183	170	-0	0	190	182	183	170	0	0
製造業	33	49	49	44	-	-	33	49	49	44	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	7	2	2	16	0	0	7	1	2	16	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	1	-	-1	-	-	-	1	-
卸売業、小売業	16	12	12	12	-	-	16	12	12	12	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	61	59	59	56	-	-	61	59	59	56	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	4	4	4	3	-	-	4	4	4	3	-	-
飲食業	4	3	3	3	-	-	4	3	3	3	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	0	-	-0	-	-	-	0	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	24	16	16	22	-1	-	26	16	16	22	-1	-
その他の産業	14	12	12	3	-	-	14	12	12	3	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	21	22	22	6	-	-	21	22	22	6	-	-
合計	190	183	183	170	0	0	190	182	183	170	0	0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	4,267	26,591	5,939	24,287
10%	-	231	-	262
20%	100	4,470	180	4,043
35%	-	344	-	318
50%	300	28	250	31
75%	-	2,441	-	2,514
100%	0	6,045	0	6,619
150%	-	5	-	26
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
合計	4,667	40,159	6,369	38,102

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		900	843	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

経営内容

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

- オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

- 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	180	180	179	179
合 計	180	180	179	179

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

- 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

- 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

- 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。
子会社および関連会社の保有はございません。

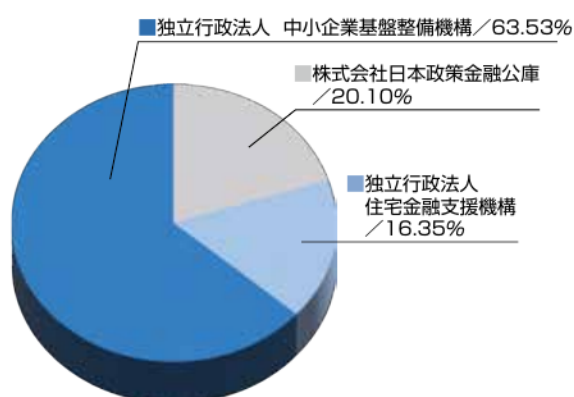
その他業務

代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

区 分	令和4年度末	令和5年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	4	3
独立行政法人住宅金融支援機構	3	2
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	18	10
その他	—	—
合 計	26	16

令和5年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



証券業務

公共債窓販実績

（単位：百万円）

項 目	令和4年度	令和5年度
国 債 ・ そ の 他 公 共 債	2	1

公共債引受額

（単位：百万円）

項 目	令和4年度	令和5年度
地 方 債	—	—

（注）国債、政府保証債は取り扱っておりません。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月21日
相愛信用組合
理事長 中島 満

法定監査の状況

（令和6年6月末現在）

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人シドー」の監査を受けております。

その他の業務

手数料一覧(主なもの)

(令和4年2月14日より)

振込・取立て等手数料			組合員	一般	
振込(窓口扱)	当組合 本店	自店宛	5万円未満	110円	220円
			5万円以上	220円	330円
		他店宛	5万円未満	220円	330円
			5万円以上	440円	550円
	他行	電信扱	5万円未満	660円	770円
			5万円以上	880円	990円
文書扱		5万円未満	660円	770円	
		5万円以上	880円	990円	
振込(ATM扱)	当組合 本店	自店宛	5万円未満	110円	110円
			5万円以上	220円	220円
		他店宛	5万円未満	110円	110円
			5万円以上	220円	220円
	他行	電信扱	5万円未満	550円	550円
			5万円以上	770円	770円
代金取立	本店	自店宛	0円	0円	
		他店宛	440円	550円	
	他行	至急扱	990円	1,100円	
		普通扱	770円	880円	
その他	振込・送金・取立手形の組戻料		770円	880円	
	取立手形保管手数料			330円	
	取立手形店頭呈示料			880円	
	不渡手形返却料			880円	
	横浜交換手形呈示料			660円	
	地方交換手形呈示料			1,100円	
預金関係・ATM等手数料			料金		
当座預金	小切手帳	1冊(50枚)	3,300円		
	約束手形帳	1冊(50枚)	3,300円		
	マル専手形	(1枚につき)	550円		
	依頼返却手数料		880円		
自己宛小切手			550円		
通帳証書等再発行			1,100円		
カード再発行			1,100円		
証明書発行手数料	残高証明書	端末機作成	770円		
	残高証明書	手書作成	1,100円		
	融資証明書	事業性のもの	16,500円		
		事業性以外	11,000円		
貸金庫	基本料金	大型サイズ(H21cm、W26cm、T45cm)	39,600円		
		中型サイズ(H10cm、W26cm、T45cm)	23,100円		
		小型サイズ(H6.5cm、W26cm、T45cm)	19,800円		
		1年未満の解約に伴う鍵交換料	13,200円		
		紛失等による鍵の再作成手数料	13,200円		
	紛失等による金庫入室カード再発行手数料	3,300円			
CD・ATM手数料(払戻1回につき)			当組合カード	他行カード	
平日18時まで(土曜14時まで)			0円	110円	
平日18時以降(土曜14時以降)			110円	220円	
日曜日・祝祭日			110円	220円	
融資関係手数料			料金		
信用調査費用(東京商工リサーチ等企業照会手数料)			2,200円		
第三者保証人等調査費用			3,300円		
割引手形手数料 1枚につき			550円		
割引電子記録債権手数料 1債権につき			550円		
手形貸付用紙代			2,200円		
証書貸付用紙代			2,200円		
質権設定費用			1,100円		
不動産担保設定手数料 (根・普通抵当権設定)	設定額	5千万円未満	33,000円		
		5千万円以上1億円未満	55,000円		
		1億円以上	88,000円		
設定変更手数料	極度・順位・債務者変更	33,000円			
出張手数料 (1名につき)	営業地区内	2,200円			
	営業地区外(隣接市町村)	5,500円			
	上記以外の地方	5,500円+実費			
住宅ローン手数料(担保調査費用・設定費用を含む) (注)保証会社利用の場合は保証会社に対し別途5万円の手数料が必要です		33,000円			
金利変更(金利選択型)固定金利選択型住宅ローン		5,500円			
金利選択の都度(固定から変動への切替は無料)		5,500円			
全額繰上返済 手数料	事業資金	融資期間5年未満の場合	11,000円		
		融資日から経過3年未満	33,000円		
	事業資金以外	融資期間5年以上の場合	22,000円		
		経過3年以上7年未満	22,000円		
	7年以上経過	11,000円			
一部繰上返済手数料		5,500円			
貸出条件変更手数料 (一部繰上を含む)	返済期間繰上(条件変更を伴う場合)	5,500円			
	貸出期限延長	5,500円			
登記情報提供サービス利用代行手数料(1物件について)		770円			

電子記録債権(でんさいネット)手数料(自組合本店支店及び他行宛料金は同一)		
基本的な取扱に対する手数料	インターネット利用	当組合へ書面で依頼
月額基本使用料	0円	0円
発生記録(債務者請求)	330円	880円
発生記録(債権者請求)	330円	880円
譲渡記録	330円	880円
分割譲渡記録	330円	880円
保証記録	110円	660円
変更記録	110円	660円
支払等記録	220円	660円
決済手数料	220円	220円
口座間送金決済中止		1,100円
特別な取扱に対する手数料(当組合からでんさい社宛に書面で請求するもの)		
特別開示		3,300円
変更記録		3,300円
支払不能情報照会		3,300円
依頼返却手数料		3,300円
異議申立預託手数料		3,300円
電子記録残高証明発行手数料		4,400円
割引電子債権(債権1件につき)		550円

※上記以外の手数料については、店頭でご確認ください。

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

預金・積金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形等の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形、電子記録債権の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取り扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区分	令和4年度末		令和5年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	33,787	22,948	32,649	21,864
	他の金融機関から	45,282	29,737	45,577	26,312
代金取立	他の金融機関向け	103	219	—	—
	他の金融機関から	4	0	—	—

当組合の子会社

(令和5年6月末現在)

該当事項なし

(注) 上記「子会社」は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する会社です。

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合の営業地域は、経済構造の変化による地場産業の変革や都市部と山間部での人口構成の変化、経済活動の格差が生じるなど、当組合が置かれている経営環境も大きく変貌しつつあります。地域で生まれ、地域で育った当組合がその使命を果たすのはまさにこの時であり、地域の地方公共団体や商工団体と連携し、事業者の支援・地域住民の繁栄、ひいては営業地域の活性化・発展に繋げるることにより地域のみなさまから当組合の存在意義が認められることとなります。

創業以来、半世紀以上にわたり「地域の発展なくして組合の発展はない。」「地域の皆様のお役に立つ信用組合」として、今こそ「地域密着型金融」の原点に戻り「相互扶助」と「お客様第一主義」を徹底し地道にそして確実に一歩ずつ、当組合に関わるすべてのお客様、地域のみなさまと手を携え地元の金融機関として安心してお付き合いいただけるよう、更に健全性の強化に努めてまいります。

振込め詐欺防止への取り組み

「振込め詐欺」の被害は、手渡しによるタイプから郵便のレターパックで送るなど、手口が巧妙化して、警察当局・地域・金融機関の努力にも関わらず増加している現状です。

当組合の営業地域内でも振込め詐欺事件が多発していますが、当組合では、幸いにして、これまで度度にわたり「振込め詐欺」の未然防止に成功しております。

平成25年度 2件、平成27年度 1件、平成30年4月に1件、令和1年6月に1件、令和3年4月に1件の振り込め詐欺等の被害を未然に防ぐことができました。

当組合では、一定金額を超えるご預金の払い戻し、ご解約に際しまして、職員がお使い道など細かなことまでお尋ねすることがございます。これもお客様の大切な財産を守るために行なっていることですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

取引先への支援状況等

当組合は地元の中小企業や個人事業主のニーズにお応えし、お客様の事業の発展や生活向上のため、積極的に資金の円滑供給や経営支援に取り組んでいます。

各自治体の制度融資取扱金額や自治体関連への融資金額は以下の通りです。（令和6年3月31日現在）

・神奈川県制度融資			
小規模事業資金	78件	368,536千円	
経営安定特別資金	10件	97,772千円	
新型コロナウイルス対策関連	218件	2,486,237千円	
事業振興資金	8件	177,204千円	
原油原材料高騰等対策特別融資	6件	79,272千円	
創業支援資金	11件	271,021千円	
・愛川町制度資金			
中小企業事業資金	3件	18,114千円	
・厚木市制度融資			
中小企業事業資金	25件	133,860千円	
景気対策特別資金	20件	164,730千円	
小口零細企業資金	30件	383,141千円	
・相模原市制度融資			
中小企業小口事業資金	15件	91,491千円	
景気対策特別資金	72件	689,303千円	
景気対策特別小口資金	19件	55,082千円	
小企業特別資金	44件	190,114千円	
経営安定支援資金	9件	119,192千円	
創業支援融資制度	3件	12,204千円	
災害対策等特別資金	3件	50,121千円	
原油原材料高騰等対策特別融	7件	99,000千円	
設備導入促進特別資金	3件	27,968千円	
・愛川町	} 地方公共団体等 向け融資合計額	1,797,078千円	
・厚木市			
・相模原市			

文化的・社会的貢献に関する活動

○相愛信用組合理事長杯ゲートボール大会

毎年秋に、相愛信用組合理事長杯ゲートボール大会を開催しております。

令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染防止から両大会を中止といたしました。

令和5年度も津久井地区で秋晴れの中、実施致しました。



適切な勧誘等の取り組みについて

金融商品にかかる勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

- 1.当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験、及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
- 2.金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断でお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明を行い、十分ご理解していただくよう努めます。
- 3.当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申し上げたり、事実でない情報を

提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。

- 4.当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

■金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、お近くの当組合窓口までお問い合わせください。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策基本方針

当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)対策に向けた国際的な要請の高まりを受け、組織全体で管理体制の小粒・強化にと力みます。

1.基本姿勢

当組合は、マネロン等対策を経営の重要課題の一つと位置付け、当該対策の不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理体制を確立します。

2.組織体制

当組合は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン等対策に関する責任者および統括部署を定めます。関係部署連携のもと、役割及び責任を明確にし、組織全体で横断的に取組みます。

3.リスクベースアプローチに基づくリスク管理

当組合は、リスクベースアプローチの考え方のに基づき、取扱

う商品・サービス等についてリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4.顧客管理措置

当組合は、関係法令に基づき、お客様の本人特定事項等の確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な管理を実施します。

5.疑わしい取引の届出

当組合は、関係法令に基づき、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応できる体制を構築するとともに、疑わしい取引に該当すると判断した場合は速やかに当局に手届けを行います。

6.遵守状況の検証

当組合は、マネロン等対策に係る遵守状況を検証し、その検証結果を踏まえた継続的な態勢改善に努めます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先 (α)							
		α のうち期末に債務者 区分がランクアップし た先数 (β)	α のうち期末に債務者 区分が変化しなかった 先 (γ)	α のうち再生計画を策 定した先数 (δ)			
132	7	0	7	0	5.30	0.00	0.00

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
 5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって終了しましたが、当組合では、引続き返済条件の変更等のご要望やご相談につきましては、経営課題に応じた解決策を提案するなど、お客様のご事情を勘案した丁寧な対応を継続してまいります。

また、お客様へのコンサルティング機能をさらに強化するため、外部専門機関と提携するとともに、役職員の教育研修に努め、よきアドバイザーの養成に努めてまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 当組合は、関東財務局並びに関東経済産業局より「経営革新等支援機関」として認定を受けています。
- 本部と各営業店間の情報交換を定期的実施して地域内でのビジネスマッチング創出への取り組みを行っています。
- 営業地域内の商工会5団体、および藤野観光協会と「地域事業所支援に関する包括的連携協定」を締結し、地域内の情報交換を図って、地域経済の活性化のお手伝いをしています。
- NPO厚木診断士の会と提携して取引先企業の経営改善計画の策定支援、公的補助金等の説明会、後継者塾等の企業力アップに貢献するセミナーを開催しています。
- 神奈川産業振興センター内に設置される「神奈川県よろず支援拠点」、「神奈川県事業引継ぎ支援センター」等と連携し、取引先企業のライフサイクルに合わせて、創業から事業承継に至る経営者の様々な悩み、相談に対応できる態勢を整えています。
- 企業支援をテーマとした役員向けの研修会を定期的開催し、取引先企業の経営改善のお役に立てる人材の育成に努めています。

中小企業の経営支援に関する取組状況

○創業支援

創業支援ローン「ハーモニー&ソロ」を用意し、起業者の資金繰りを応援しています。

「ハーモニー」は、神奈川県等の「創業支援融資」との協調融資でご融資限度額1,000万円以内、「ソロ」は、ハーモニーに該当しない起業者向けのローンで、500万円を限度としています。また創業・新規事業への開拓に対するご相談には、提携する中小企業診断士が応える態勢を整備しています。

令和5年度の実績はございませんでした。

○ビジネスマッチング

当組合は、毎月開催する経営健全化計画推進委員会において各営

業店に寄せられた取引先企業からの要望や情報を共有して、ビジネスマッチングに努めています。

例えば、工場用地や受注業者の紹介、販路拡大等の支援で実績を上げています。

○セミナーの開催

- 令和5年6月8日 事業再構築補助金セミナーを開催しました。
- 令和5年7月20日より「相愛実践経営塾」を3回に亘り開講しました。
- 令和6年2月22日 ものづくり補助金セミナーを開催しました。

○経営改善支援、改善計画立案への協力

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(通称ミラサ

ポ)、神奈川県信用保証協会の専門家派遣事業やよるず支援拠点の幹旋により、経営改善 計画の策定を支援しています。

○資金繰り安定へのサポート

神奈川県信用保証協会「リターンアシスト長期保証」(15年保証)と協調する組合の独自のローン「相愛リターン180」を用意し、長期・安定した資金繰りをサポートする態勢を整えました。

また、今年度は、新型コロナウイルスの流行により、前年度と比較して売上が減少している企業にコロナ対策融資を実行いたしました。

○人材育成

平成24年度から全職員にファイナンシャルプランナー資格の取得を義務化しました。令和5年3月末現在の資格取得者は、2級が9名、3級が30名となっています。

令和4年度より、マネロン・テロ資金供与対策部署において、AML/CFTスタンダードコースの資格取得を行い、令和5年度よりすべての職員にAML/CFTスタンダードコースの資格取得を義務化し、令和6年3月末時点での資格取得者は8名となっております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

令和5年度に当組合において、経営者保証を求めないで実行した新規融資は69先、660百万円となっております。今後も、お客様との保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応し、お客様との継続かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

事業性評価の取組み

担保・保証に過度に依存することなく、企業の事業内容や成長の可能性などを適切に評価(事業性評価)し、地元企業・産業の成長を支援することが金融機関に求められています。

当組合では、地域密着型金融の実効性をさらに高めるため、手引きや評価シートなどを活用して事業性評価に対応しております。

「具体的な取組み」

- ・事業性評価の手引き
基本となる考え方を示すとともに、事業や環境の分析・評価では経営者等との対話を通じて情報を共有し、一体になって改善を進める手引きとして全店で活用しています。
- ・事業性評価シート
定期的に作成することで、時系列での実態把握を行い、経営改善に向けた具体的なアドバイスに活用しています。

「金融仲介機能のベンチマーク」への取組み

当組合は、その経営理念や事業戦略等において、金融仲介機能を発揮し、取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)の提供等を行うことにより、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していく方針を掲げております。

ベンチマークの具体的な項目については、金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」を提示している。

区分	項番	ベンチマーク	指標の説明	指 標				補足説明	
共通項目	取引先企業の経営改善や成長力の強化								
	1	当組合がメインバンクとして取引を行っている企業	(単位:社、億円)	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	融資残高が200万円以上の法人取引先を対象に集計しています。	
			取引先数	136	125	119	119		
			融資残高	49	67	63	64		
			経営指標が改善した先数	69	81	87	80		
		融資金額	30	45	46	47			
	取引先企業の抜本的事業再生等による生産性向上								
	2	当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	(単位:社)	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	法人取引先を対象に集計しています。	
			貸付条件変更を行っている先数	33	28	29	20		
			うち業績が好調の先	4	7	6	6		
うち業績が順調の先			21	13	17	13			
	うち業績が不調の先	13	8	6	1				
3	当組合が関与した創業、第二創業の件数	関与した創業件数	6	7	2	4			
		関与した第二創業件数	0	0	0	0			
4	ライフステージ別与信状況	(単位:社、億円)	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	
		与信先数	409	19	29	189	22	4	
		融資額	96	1	15	58	7	0	
5	担保・保証依存の融資姿勢からの転換 事業性評価に基づく融資実行の状況	(単位:社、%)	先数	融資額					
		与信先数	0	0					
		全与信先・融資額に占める割合	0	0					
選択項目	地元中小企業との融資取引の状況 (単位:社)								
	1	取引先数(地域内)	405	401	398	405			
	2	うちメイン取引先数	141	131	124	124			
	7	うち無担保融資先数	285	285	285	284			
	8	うち根拠当権未設定先数	301	300	303	310			
	9	うち無保証メイン先数	34	25	23	28			
10	うち保証協会利用先数	51	47	43	41				
独自項目	中小企業への情報提供・対話の状況(累計) (単位:社)								
	1	事業性評価書を作成した件数	1	0	0	0			
	2	ビジネスマッチングを行った件数	4	0	4	0			
	3	専門家派遣等の紹介・提案した件数	3	2	1	1			
	4	ローカルベンチマークを使って対話した件数	91	40	101	59			
5	経営改善につながるセミナー等を紹介した件数	36	4	48	15				

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況）（令和6年7月現在）

	住 所	電 話	ATM
本店営業部	〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	046-285-0170	3台
半原支店	〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	046-285-0170	
相北支店	〒252-0159 神奈川県相模原市緑区三ヶ木312番地	042-784-1171	2台
津久井湖支店	〒252-0159 神奈川県相模原市緑区三ヶ木312番地	042-784-1171	

地区一覧

愛甲郡愛川町
愛甲郡清川村
相模原市
厚木市





日の出前の宮ヶ瀬湖

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ごあいさつ	1	31. その他業務収益の内訳	10	59. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*	12
【概況・組織】		32. 経費の内訳	7	(1) 破産更生債権及びこれに準ずる債権	
1. 事業方針	1	33. 総資産経常利益率*	7	(2) 危険債権	
2. 事業の組織*	2	34. 総資産当期純利益率*	7	(3) 要管理債権	
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）*	1	【預金に関する指標】		3か月以上延滞債権	
4. 会計監査人の氏名又は名称*	2	35. 預金種目別平均残高*	10	貸出条件緩和債権	
5. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）*	23	36. 預金者別預金残高	10	(4) 正常債権	
6. 自動機器設置状況	23	37. 財形貯蓄残高	取扱いなし	60. 自己資本充実の状況（自己資本比率明細）*	8
7. 地区一覧	23	38. 職員1人当り預金残高	10	61. 有価証券、金銭の信託等の評価*	9
8. 組合員の推移	2	39. 1店舗当り預金残高	10	62. 外貨建資産残高	取扱いなし
9. 当組合の子会社	19	40. 定期預金種類別残高*	10	63. オフバランス取引の状況	取扱いなし
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】		64. 先物取引の時価情報	取扱いなし
10. 主要な事業の内容*	19	41. 貸出金種類別平均残高*	11	65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
11. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	42. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	11	66. 貸倒引当金の内訳（期末残高・期中増減額）*	11
【業務に関する事項】		43. 貸出金金利区分別残高*	11	67. 貸出金償却の額*	11
12. 事業の概況等*	1	44. 貸出金使途別残高*	11	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	18
13. 経常収益*	7	45. 貸出金業種別残高・構成比*	11	69. 法定監査の状況*	18
14. 業務純益	7	46. 預貸率（期末・期中平均）*	10	【その他の業務】	
15. 経常利益（損失）*	7	47. 消費者ローン・住宅ローン残高	11	70. 内国為替取扱実績	19
16. 当期純利益（損失）*	7	48. 代理貸付残高の内訳	18	71. 外国為替取扱実績	取扱いなし
17. 出資総額、出資総口数*	7	49. 職員1人当り貸出金残高	10	72. 公共債買取実績	18
18. 純資産額*	7	50. 1店舗当り貸出金残高	10	73. 公共債引受額	18
19. 総資産額*	7	【有価証券に関する指標】		74. 手数料一覧	19
20. 預金積金残高*	7	51. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	【その他】	
21. 貸出金残高*	7	52. 有価証券の種類別平均残高*	11	75. トピックス	2
22. 有価証券残高*	7	53. 有価証券種類別残存期間別残高*	11	76. 沿革・歩み	2
23. 自己資本比率（単体）*	7	54. 預証率（期末・期中平均）*	10	77. 継続企業の前提の重要な疑義*	取扱いなし
24. 出資に対する配当金*	7	【経営管理体制に関する事項】		78. 総代会について**	3
25. 職員数*	7	55. コンプライアンス（法令遵守）について*	12	79. 報酬体系について**	12
【主要業務に関する指標】		56. リスク管理体制*	13.14	【地域貢献に関する事項】	
26. 業務粗利益及び業務粗利益率*	7	資料編	15.16.17.18	80. 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）**	20
27. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支*	7	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	13	81. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	21
28. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等、利息、利回り、資金利得*	7.10	【財産の状況】		82. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	21
29. 受取利息、支払利息の増減*	7	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書*	4.5.6	83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	22
30. 役務取引の状況	7				

あなたの夢 応援します



相愛信用組合

〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津 290
TEL. 046-285-0170 (代表) FAX. 046-285-0129